

## 提言書項目の所管部門との意見交換会（摘録）

---

■日 時	2014年2月14日（金） 午前9時30分～午前11時30分
■場 所	太田市役所 10階 政策推進会議室
■出席者	まちづくり市民会議 福島会長、石倉副会長、中本委員、瀬下委員、高橋委員 財政課 赤坂参事、瀬古係長 都市計画課 薊参事、有本補佐、平賀係長代理 事務局（企画政策課） 高橋課長、前原係長、富岡係長代理

---

### 【会議概要】

1. 開会
2. 自己紹介
3. 意見交換

#### （1）次世代に大きな負担を残さない財政健全化実現のための検討

##### 【結果】

- ・公債費負担比率12%の目標設定から、財政健全化比率（実質公債費比率、将来負担比率）を可能な限り下げる等、提言内容の変更を検討する
- ・市民と痛みを共有する財政改革として、各種団体への補助金等については、その用途等について情報公開（情報の共有化）を求める
- ・各種団体への補助金には、期限を3年としていることを知らしめる必要がある（3年で見直し）

##### 【意見等】

###### （委員）

- ・法人税を担っている自動車産業も、現在のような好調さが継続するとは考えられないことから、将来的には税収減となることもあり得るので、財政の健全化については長い目で見ることが大事である。
- ・国の指針では公債費負担比率15%を警戒ラインとしているが、太田市の現状は公債費負担比率14.6%である。比較的税収に余裕のある今のうちに、12%となるよう財政改革を実施してもらいたい。
- ・各種団体への補助金が無駄なく使われているのか公開してもらいたい。補助金には3年毎に必要な性について見直しをすることになっている。市民に情報公開をすることで、何にどのように使われているのか情報の共有化が出来ることから、市民改革につながると思われる。

(財政課)

- ・20年、30年先を予測することは難しい。5年程度のスパンで、現実に沿った内容を市民に分かり易く説明することが大切であると考えている。
- ・財政指標を注視することは大事である。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）の施行により、実質公債費比率（公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率）が財政健全化の尺度となっている。本市は平成24年度決算では、8.4%で健全な状態である。（18%以上：制限を受ける許可団体へ移行）
- ・市民会議が指摘する公債費負担比率は、平成20年度決算から平成24年度決算まで横ばいの状態である。国の借金が増えている中、本市は財政改革が上手くいっていると見ることができる。
- ・夕張市の破たん以前は、公債費負担比率を指標としていたが、財政健全化法の施行により実質公債費比率が指標となった。また、具体的な数値目標を立てると単純に事業を行わなければ数値は下がるが、市民サービスは低下することも考えられる。そこで、財政健全化の指標である「実質公債費比率を限りなく下げていく」といった提言が現実的ではないかと考える。
- ・補助金等の考え方については、市としても節約するが、市民も我慢するところは我慢してもらおうといった考え方が必要ではないか。市民会議から提案していただくのが良いのではないか。
- ・市民改革も必要と考える。

(委員)

- ・この時期に財政健全化実現のための提言をしたことには理由がある。好調な自動車産業により税収の増が予想される。これを使い切ってしまうのではなく、第一に借金を返すことを考えてもらいたい。税収が回復したときでないと借金は返せないのではないか。
- ・民間は利益が出たときほど、負担を減らすものである。
- ・市民にも痛みを分かち合う財政改革、そのためには、（各種補助金・委託金・委託金・助成金・負担金）などの定期的な見直し、情報開示が必要ではないか。
- ・急に補助金などの取りやめは困る、中立な立場で意見を言わせてほしい。

(財政課)

- ・土地開発公社に依頼して事業用地を先行取得しているが、一部買戻しが出来ていないものが存在している。いわゆる負の遺産である。そこで、新年度の施策として余裕のあるこの時期に買戻しをすることで、将来の負担を減らすことが重要と判断し予算に反映している。
- ・この買戻しにより、将来負担比率は下がっていくこととなり、財政健全化がより明確な形となる。

・借金自体は返済のルールがあり、一度に簡単に返せるものではない。また、一般家庭であれば収入が増えたら早く返済をすると言った考え方もあるが、市の借金の意味はそう言ったものとは少し違ったものである。例えば、学校建設にも借金をするが、学校は将来にわたり使っていくものであるため、年代間の負担を平等にさせることも考えていかななくてはならない。そのため、一定額を一定の期間に渡り返済していくことで負担が平等になる。

(会長まとめ)

・提言の指標のとらえ方、表現方法を見直すこととしたい。(具体的な数値目標は表記せず、「将来に負担を残さないように、負の遺産を削減していくように、現在の財政状況が良好なうちに改善したい」修正案については、事務局において修正し、次回定例会において検討することとしたい。

## (2) コンパクトなまちづくりの必要性とその目標に向けた検討

### 【結果】

- ・提言書(案)のとおりとする
- ・少子高齢化により、人口の減少、特に労働人口の減少が顕著になることから、これからのまちづくりの目指す方向は、都市機能を集中させたコンパクトなまちづくりが必要である
- ・マスタープランにある各拠点(中心拠点、生活拠点、商業拠点、救急医療拠点、公共拠点)の定義付けを行う

### 【意見等】

(委員)

- ・人口減少時代に入り、20年、30年後には限界集落となる町が発生することが予想される。人々が安全で快適に暮らせるまちづくりを考えなくてはならない。
- ・マスタープランにある各拠点がどういったものなのか確認したい。
- ・コンパクトなまちとは、人口を集中させることが重要であり、そのためには都市機能を集中させる必要がある。また、公共交通網が重要となることから関係部門との調整の場を設けることも都市計画課の役割である。

(都市計画課)

- ・コンパクトなまちづくりについては課題として認識している。拠点の考え方については、合併後に策定したマスタープランであり各市町のマスタープランを踏襲したものとなっている。
- ・次回マスタープランの見直しについては、群馬県地域マスタープラン(H27年度策定予定)及び市総合計画(H28年度策定予定)との整合性を図る必要があることから、平成29年度に策定し、平成30年度からの計画と考えている。

- ・マスタープランは都市基盤整備のプランであり、方向性はコンパクトなまちづくりである。各拠点の定義付けについては、見直しも含め検討していきたい。

(委員)

- ・分散したまちなままでは、行政コストがかかるまちになってしまう。交通網の確保と共に、今までの政策（郊外への住宅団地整備）を見直す必要がある。
- ・現実として、どのようなまちづくりが考えられるのか。

(都市計画課)

- ・コンパクトなまちづくりの考え方として、既存のストックを活用する方法もあり研究していきたい。
- ・国土交通省でもコンパクトなまちづくりを提唱しており、コンパクトなまちづくりを進める自治体に対して補助メニューが用意されている。

(委員)

- ・20年・30年・50年後にどのようなまちづくりをするのか、する必要があるのか、人口減少が現実として考えられるならば、コンパクトなまちづくりは避けられない、そのために、今年度は、次年度は、南口の開発は、北口の開発はなどの具体的な計画が必要である。
- ・このためには、都市計画課が中心となり、交通政策課などの関係部門と協議し、市民や議員を含めた検討委員会を立ち上げて検討する必要がある。

(都市計画課)

- ・長期的なまちづくりの視野に立ち検討を進めていきます。

(会長まとめ)

- ・コンパクトなまちづくり、長い目で見たまちづくりの考え方は共通していると確認できた。提言書の内容に修正等を行わないものとする。